

取扱金融機関の年齢制限・保証措置・必要書類について

下記の条件は、取扱金融機関の定めによるものです。 詳しくは、金融機関にお問合せ下さい。

申込者	貸付条件	青森みちのく銀行	東奥信用金庫	青い森信用金庫	青森県信用組合
個人	年齢制限	原則、20歳以上完済時年齢71歳未満の方。 これを超える場合は、法定相続人を保証会社宛保証人とする等で補完する場合は対象可能とします。	申込時年齢が満20歳以上の方。	申込時年齢が満20歳以上の方。	完済時年齢80歳以下の方。 ただし、完済時年齢が70歳を超える場合は、法定相続人1名を連帯保証人とします。
	保証措置	あおぎんカードサービス株式会社による保証とします(保証料1.0%)。 保証人は原則不要です。ただし、年齢や収入の状況等により保証会社が保証人を求める場合があります。	一般社団法人しんきん保証基金による保証とします(保証料0.68%)。 原則、担保・保証人は不要です。ただし、保証会社が求める場合があります。それ以外の場合は、金融機関所定の基準となります。	一般社団法人しんきん保証基金による保証とします(保証料0.68%)。 原則、担保・保証人は不要です。ただし、保証会社が求める場合があります。それ以外の場合は、金融機関所定の基準となります。	連帯保証人1名。 (弘前市内に住所を有し独立して生計を営んでいる者。その他、当組合所定の基準により取扱う。)
	金融機関への申込時に必要な基本的な書類	・所得を証明する書類 ・本人を確認する書類 ・通帳・届出印 ・保証人がつく場合、保証人の実印	・所得を証明する書類 ・本人を確認する書類 ・見積書、注文書、請求書など資金使途が確認できる書類(写し) ・通帳・届出印	・所得を証明する書類 ・本人を確認する書類 ・見積書、注文書、請求書など資金使途が確認できる書類(写し) ・通帳・届出印	・所得を証明する書類 ・本人を確認する書類 ・資産を証明する書類 ・納税を証明する書類 ・通帳・届出印
※ 必要書類に関しては、基本的な内容になっております。これ以外にも必要となる場合がありますので、事前に各金融機関にご連絡ください。					
法人・法 人格のな い団体	保証措置	個別に設定されることになります。 金融機関へお問合せください。			

【注意事項】

- ・保証機関による保証措置の場合、保証料は申込者の負担になります。
- ・上記の保証料率は見直しされることがあります。
- ・貸付実行期限がありますので、各金融機関へお問合せください。
- ・保証人が必要となる場合は、別途必要な書類がありますので、各金融機関へお問合せください。
- ・法人、法人格のない団体が金融機関へ申し込む際に必要な書類については、各金融機関へお問い合わせください。
- ・その他、保証料についてなど不明な点がありましたら、各金融機関へお問い合わせください。

取扱金融機関の年齢制限・保証措置・必要書類について

下記の条件は、取扱金融機関の定めによるものです。 詳しくは、金融機関にお問合せ下さい。

申込者	貸付条件	東北労働金庫	つがる弘前農業協同組合	津軽みらい農業協同組合	相馬村農業協同組合			
個人	年齢制限	原則、20歳以上完済時年齢71歳未満の方。ただし、完済時年齢が71歳以上(80歳未満)の場合は、直系卑属たる承継者(成年者で給与所得がある者に限る)をあらかじめ指定して、承継償還の方法により、その者を連帯保証人とします。	満18歳以上75歳未満で、完済時年齢が80歳未満の方。	満18歳以上で完済時年齢満71歳未満の方。ただし、未成年者の場合は、法定代理人の同意を要し、かつ法定代理人が連帯保証人となることが必要です。				
	保証措置	一般社団法人日本労働者信用基金協会による保証とします(保証料:会員0.7%、会員以外1.2%)。 その他、金融機関所定の基準となります。	青森県農業信用基金協会による保証とします(保証料:組合員0.672%)。 ①組合員である者。 ②前年度税込年収が150万円以上の安定した収入がある者。ただし准組合員は200万円以上の安定した収入がある者。 ③勤続(営農、営業)年数が1年以上ある者。 ④居住実態が確認できること。					
	金融機関への申込時に必要な基本的な書類	・所得を証明する書類 ・本人を確認する書類 ・勤続年数の確認書類(健康保険証等) ・通帳・届出印 ・印鑑証明書(当行とはじめて取引される方)	・所得を証明する書類 ・本人を確認する書類 ・勤続年数の確認書類(健康保険証等) ・見積書、注文書、請求書などの資金使途が確認できる書類(写し) ・通帳・届出印					
※ 必要書類に関しては、基本的な内容になっております。これ以外にも必要となる場合がありますので、事前に各金融機関にご連絡ください。								
法人・法人格のない団体	保証措置	取扱いいたしません。						

【注意事項】

- ・保証機関による保証措置の場合、保証料は申込者の負担になります。
- ・上記の保証料率は見直しされることがあります。
- ・貸付実行期限がありますので、各金融機関へお問合せください。
- ・保証人が必要となる場合は、別途必要な書類がありますので、各金融機関へお問合せください。
- ・法人、法人格のない団体が金融機関へ申し込む際に必要な書類については、各金融機関へお問い合わせください。
- ・その他、保証料についてなど不明な点がありましたら、各金融機関へお問い合わせください。